令和８年度　保険医療機関等（医科）の指導計画

社　会　保　険　部

関東信越厚生局新潟事務所より、令和８年度の指導計画が示されたのでお知らせいたします。

Ⅰ　今年度の基本方針

保険医療機関等の指導については、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関及び保険医に対し、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定める保険診療の取扱い並びに診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療等の質的向上及び適正化を図ることを目的とし、懇切丁寧に行う。

また、指導等の実施に当たっては、「令和８年度保険医療機関等指導計画の作成方針」に沿って指導計画を作成し、指導大綱に沿った指導を行うこととし、新潟県医師会、審査支払機関、保険者に協力を求め、円滑な実施に努めるものとする。

Ⅱ　指導対象等

１　集団指導

（１）令和８年１月から令和８年12月までに新規指定された保険医療機関（年３回実施）

（２）令和７年10月から令和８年９月までに新規に登録された保険医（年２回実施）

（３）令和８年度中に指定更新を迎える保険医療機関（年１回実施）

なお、上記（１）から（３）の集団指導はｅ-ラーニングにより実施され、対象となる保険医及び保険医療機関には、視聴用のＩＤ・パスワードが事前に通知される予定。

２　集団的個別指導及び都道府県個別指導

（１）集団的個別指導に係る令和８年度の指導対象保険医療機関は、「指導大綱」、「指導大綱関係実施要領」及び関係通知に基づき、診療報酬明細書の１件あたりの平均点数が一定の基準（病院は県平均点数の1.1倍、診療所は1.2倍）を上回る保険医療機関で、全保険医療機関の概ね８％に相当する件数の範囲内で、56件を選定し実施する。

（２）個別指導に係る令和８年度の指導対象保険医療機関は、再指導、情報等によるもの、及び令和６年度に集団的個別指導を受け、令和７年度の実績においても高点数であるものを対象とし、類型区分ごとの保険医療機関の４％に相当する件数の範囲内で、41件を選定し実施する。

３　共同指導

令和８年８月に実施予定。

４　特定共同指導

予定なし。

５　新規個別指導

令和７年度中に新規指定された保険医療機関、及び令和６年度以前に新規指定された保険医療機関で新規個別指導が未実施の保険医療機関を対象に実施する。

６　指導会場

上越、中越及び下越地区に会場を設置し実施する。但し、病院である保険医療機関に対する指導は、当該病院内で実施する。

Ⅲ　選定委員会

　厚生労働省から医療機関別平均値一覧表が送られた後、選定委員会を開催し、集団的個別指導及び個別指導を行う保険医療機関を選定する。

　なお、年度途中の情報により早急に指導が必要と認める保険医療機関については、適宜選定委員会を開催し選定の上、指導を実施する。

Ⅳ　施設基準調査

　病院を対象に年間39件実施する。

令和8年度　集団的個別指導件数

類型区分	機関数	新潟県平均点数	基準平均点（1.2倍（病院は1.1倍））	対象医療機関数		
				8％	8％整数	選定数
①一般病院	72	56,831	62,514	5.76	5	5
②精神病院	19	39,867	43,854	1.52	1	0
③臨床研修指定病院等	24	69,624	76,586	1.92	1	1
病院小計	115					6
④内科（⑤、⑥以外）	473	1,103	1,324	37.84	37	19
⑤内科（在宅）	113	1,337	1,604	9.04	9	7
⑥内科（透析）	16	7,964	9,557	1.28	1	1
⑦精神・神経科	55	862	1,034	4.40	4	1
⑧小児科	74	1,020	1,224	5.92	5	2
⑨外科	48	1,144	1,373	3.84	3	3
⑩整形外科	101	915	1,098	8.08	8	4
⑪皮膚科	57	574	689	4.56	4	1
⑫泌尿器科	18	742	890	1.44	1	1
⑬産婦人科	38	1,287	1,544	3.04	3	3
⑭眼科	95	990	1,188	7.60	7	7
⑮耳鼻咽喉科	74	758	910	5.92	5	1
診療所小計	1,162					50
医科合計	1,277			102.16	94	56

注1：⑤内科（在宅）とは、主として人工透析を行うもの以外の内科において、特掲診療料の施設基準に定める在宅療養支援診療所に係る届出を行っているものをいう。

注2：選定数について、②精神病院、④内科（⑤⑥以外）、⑤内科（在宅）、⑦精神・神経科、⑧小児科、⑩整形外科、⑪皮膚科、⑮耳鼻咽喉科は、基準平均点を超えて該当する機関数が8％に満たない。